宮津与謝消防組合消防本部

宮津市、与謝野町、伊根町で

事業やお店、宿泊施設を始められるみなさまへ

計画段階で消防署に相談して下さい！

・確認申請の要否に関わらず、消防法や市町村条例に基づき、各種届出が必要になります。

・開業に伴い、新たな消防用設備等（**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等**）が必要になる場合があります。

→建物工事後に設置すると、更に費用が必要になる場合があります。

新たに消防用設備等が必要になる場合（例）

事務所から飲食店へ

一般住宅から宿泊施設へ

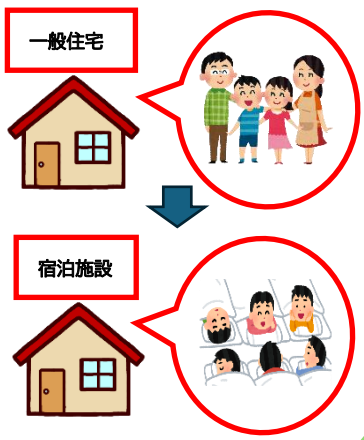

新規に開業する。

建物を増築する。

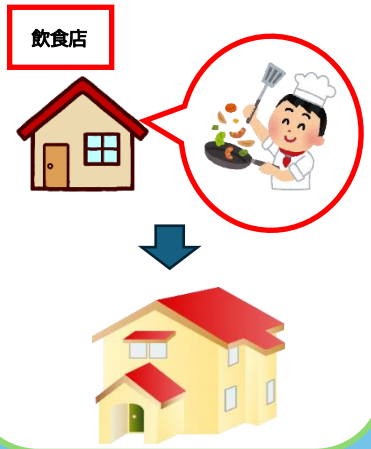

事前に消防署に相談して下さい。

その建物、法律に違反していませんか！？

必要な消防用設備は設置されていますか？

消防法に違反すると、罰則がある場合があります。

行政処分の対象

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。
命令を行ったときは、標識の設置や公報への掲載等により措置命令の内容などの周知を図ります。

違反建物として公表

消防用設備等の未設置など、消防法令に関する重大な違反が確認された場合には、建物名や違反の内容などを消防署のホームページに公表する場合があります。

事業開始前には届出も必要です！

防火対象物 使用開始届出書

【各市町村条例】

建物全体若しくはその一部の使用を開始する7日前までに消防署へ届け出て下さい。

防火(防災)管理者 選任(解任)届出書

【消防法第8条(消防法第 36 条)】

建物の収容人員により防火管理者の選任が必要になります。

消防計画作成 (変更)届出書

【消防法第8条・消防法施行令第3条の2】

防火管理者が必要な建物は、法令により消防計画を作成する義務があります。

工事整備対象設備等 着工届出書

【消防法第 17 条の 14】

自動火災報知設備やスプリンクラー設備等の工事を要する設備の工事前(10 日前まで)に消防機関に届出が必要です。

消防用設備等 設置届出書

【消防法第 17 条の3の2】

消防用設備等の設置完了後消防機関へ届出が必要です。

火を使用する設備等の 設置に関する届出書

【各市町村条例】

変電設備、ボイラー等、火を使用する設備の設置工事前に消防機関へ届出が必要です。

【連絡先】

宮津与謝消防署　予防係　☎0772-46-5119
宮津与謝消防署　加悦谷分署　☎0772-46-1195
宮津与謝消防署　宮津分署　☎0772-46-1191
宮津与謝消防署　橋北分署　☎0772-46-1197